

# 妊産婦アクセス支援事業

## Q & A

Q

最寄りの産科医療機関にはない設備やサービスを利用するために、周産期医療センターを選択した場合、この事業の対象になりますか？

「食事や設備が充実している」、「里帰り予定の実家が近い」などの理由で選択した場合は対象となりません。

医学的な理由（高度な医学管理が必要な妊娠合併症等があること、高度な新生児医療を行う必要があること等）がある場合が対象となります。

A

Q

健診や分娩以外で、周産期医療センターを受診した場合の交通費も対象になりますか？

対象となるのは、妊婦健診・分娩・産婦健診・一か月児健診のみです。妊娠中の一般的な受診や、母乳外来等は対象となりません。

A

Q

妊婦健診の途中で、他市町村に転出した場合はどうなりますか？

転出日の前日まで受けた健診は助成の対象となります。

A

Q

妊婦健診は近くの産科医療機関で受けましたが、分娩直前に急遽、遠方の周産期母子医療センターへ紹介されました。紹介後に分娩になった場合は対象となりますか？

この場合は、分娩とその後の産婦健診、一か月児健診の移動に要する費用が助成対象となります。

A

Q

『おおむね60分以上の移動時間を要するもの』とありますが、60分に若干満たない場合は助成対象外でしょうか？

ナビゲーションや地図サイトによって、若干の誤差が生じる場合があります。移動時間に疑問がある場合や判断に迷う場合は、下記までお問い合わせください。

A



「こういう場合はどうですか？」という質問がありましたら、下記までご相談ください。

申請・問い合わせ先 東松島市役所健康推進課(矢本保健相談センター) 電話 82-1111(内 3108)

